

## 恵庭市高等学校等奨学金制度のご案内

恵庭市では、学業成績が優良であるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校等に就学することが困難な生徒、及び不登校等の生徒であって、経済的な理由を抱えつつも、向学心があり、学校復帰への意志を有する生徒に対し、返還不要の「高等学校等奨学金」を支給します。

なお、この制度は、本市のまちづくりを応援する個人又は団体から頂いた寄附金をもとに実施します。

### ■申請できる方（以下の要件（１）～（４）をすべて満たす方が対象です。）

（１）本人または保護者が恵庭市内に住所を有する者

※他市町村の奨学金と重複して受給することはできません。

（２）以下のいずれかの学校に在学していること ※令和８年度１年生から対象です。

①学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校

②中等教育学校の後期課程

③特別支援学校の高等部

④高等専門学校

⑤学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１５０条第３号に規定する専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定するもの

（３）奨学金を必要とする経済的な理由があること

※当年度の恵庭市就学援助制度の準要保護の認定を満たしている世帯と同基準の世帯

※市町村民税非課税世帯及び生活保護を受給されている世帯は支給対象外です。

※参考（世帯全員の前年収入合計金額が限度額を下回る世帯（令和８年度基準目安））

世帯の人数	世帯構成例 ※同居している方全員を、同一世帯（同一生計）として取り扱います。	限度額の目安となる年間収入（給与収入のみの世帯の場合）	
		持ち家	借家等
2人	親（30歳）子（8歳）	約305万円	約330万円
3人	親（35歳）親（35歳）子（10歳）	約365万円	約390万円
4人	親（41歳）親（39歳）子（14歳）子（11歳）	約450万円	約480万円
5人	親（40歳）親（36歳）子（13歳）子（10歳）子（5歳）	約485万円	約510万円
6人	親（37歳）親（35歳）子（11歳）子（8歳）子（6歳）子（4歳）	約520万円	約550万円

（４）次のいずれかに該当すること

①中学校３年生時の全履修教科の平均評定が５段階評価で3.0以上

②中学校３年生時の不登校、傷病その他の理由により30日以上の欠席又は出席停止が認められる者

### ■支給金額

月額5,000円/1人

### ■支給期間

4月から正規の最短修業年限月数まで

※要件に該当するか確認するため、申請書等は毎年度提出していただきます。

※要件を満たさなくなった場合は、年度途中でも交付を中止及び停止します。

↓裏面もご覧ください

## ■申請受付期間

令和8年4月13日（月）～令和8年6月30日（火）まで必着

※各日8時45分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※郵送の場合は令和8年6月30日（火）の消印有効

※申請時期以外の恵庭市への転入や家計急変等により、要件を満たした場合はその都度申請できます。教育総務課までご相談ください。

## ■申請書類

（ア）恵庭市高等学校等奨学金支給申請書（兼同意書）

※継続申請者は申請書内の様式で「1年間を振り返り今後の学校生活の抱負について」の作文も提出してください。→令和8年度は継続申請者なし。

（イ）在学を証明する書類（在学証明書、通学証明書、学生証等の写し）

※在学している高等学校等に依頼

（ウ）中学校3年生時の学業成績証明書

※成績表の写しで可

（エ）令和8年1月1日現在、恵庭市に住所がない方は、令和7年分の所得に関する証明書

そのほか、申請書記載の世帯状況の把握に必要な添付書類

（オ）就学に向けて頑張りたいこと等の作文（400字程度、任意の様式）

※表面記載の■申請できる方の（4）②に該当する方のみ

※継続申請者は（ウ）、（オ）の提出は不要です。→令和8年度は継続申請者なし。

※申請書は申請先及び恵庭市ホームページからもダウンロードできます。

## ■申請書提出先

恵庭市教育委員会教育総務課（恵庭市民会館）

## ■支給決定通知

8月中に支給または不支給の決定通知をご家庭に送付いたします。

※支給は4か月に1回、指定の口座に振り込みます。

### ■お問い合わせ先（申請書提出先）

恵庭市教育委員会教育部教育総務課

061-1498 恵庭市新町10番地（恵庭市民会館）

Tel：0123-33-3131（内線1613）

Mail：kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp